川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第６２号

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例

川崎市少年自然の家条例（昭和５２年川崎市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１３条関係）

区　　分	単　　位	金　　額	
		市内居住者	市外居住者
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	１人１泊につき	３６０円	５４０円
中学校に在学する者	１人１泊につき	４８０円	７２０円
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	１人１泊につき	９６０円	１，４４０円
その他の者	１人１泊につき	１，８１０円	２，７１０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利

用料金については、なお従前の例による。